

1. 都市環境デザイン会議 規約

2020年5月17日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、都市環境デザイン会議（英文名 Japan Urban Design Institute 略称 JUDI）と称し、任意の学術団体とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、都市環境デザインに関心を持つ人々が相互に交流し、都市環境デザインに関する調査、研究、提言、支援、協力、人材育成、情報発信等を行うことにより、都市環境デザインの重要性について広く社会の認識を高め、質の高い都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①都市環境デザインに関心を持つ人々の交流事業
- ②都市環境デザインに関する調査、研究、提言
- ③地方公共団体やその他の団体への都市環境デザインに関する支援、協力を行う事業
- ④都市環境デザインに関する人材の育成
- ⑤都市環境デザインに関する情報発信
- ⑥都市環境デザインの水準の向上に係わる事業
- ⑦その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員、準会員とする。正会員は、個人会員と法人会員からなる。それぞれの資格は別途定める。会員は、都市環境デザインに広く関心を持つとともに、活動を通じて都市環境デザインに係わり、かつ本会の設立目的に賛同する個人及び法人とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の審査を受けなければならない。

- 2 理事会は総会で定める基準により入会の可否を決定し、入会希望者に通知する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(権利の停止)

第8条 会員の会費滞納が会費の1年分に当たる金額をこえたとき、理事会の議決により会員の権利は停止される。

(資格の停止)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

- ①退会したとき
- ②死亡したとき

- ③会費の滞納が会費の3年分に当たる金額をこえ、理事会により退会が議決されたとき
- ④除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- ②規約その他本会の規定に反し、または本会の秩序を乱す行為があったとき

第4章 役員等

(役員)

第12条 本会に次の役員を置き、役員は個人会員とする。

| | |
|-----|-----------|
| 理事 | 6名以上10名以内 |
| 幹事 | 15名以内 |
| 監査役 | 2名 |

(役員の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務を統括、執行する。

- 2 理事会は本会を代表する。
- 3 幹事は第24条第1項で規定する各ブロックを代表し、規約、総会及び理事会の議決に基づき、主としてブロック活動を統括、執行する。
- 4 監査役は、会計及び会務執行を監査し、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員の選出及び承認)

第14条 理事及び監査役は、正会員のうちから、別に定める選出規定に基づき選出し、総会において承認する。

- 2 幹事は、正会員のうちから各ブロックで選出し、総会において承認する。
- 3 選出の方法は理事会において定める。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任することができる。再任は連続して2期を原則とするが、特段の事由のある場合は、この限りではない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第5章 総会、理事会、幹事会、及び事務局

(総会)

第16条 理事会は、毎年1回、事業年度終了後から3ヶ月以内に総会を招集する。

- 2 理事会は、必要と認める時は、臨時総会を招集することができる。
- 3 理事会は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の成立及び議決)

第18条 総会は、正会員（第8条の規定により権利が停止されている正会員は除く）の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

3 総会に出席し得ない正会員は、所定の様式により他の出席正会員にその議決権の行使を委任することができる。

4 総会の議長は、総会ごとに理事会において理事が互選する。

(総会の議決事項)

第 19 条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①事業計画及び収支予算の決定
- ②事業報告及び収支決算の承認
- ③その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第 20 条 理事会は、理事の発議により開催する。

(理事会の議決事項)

第 21 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会の議決した事項の執行に関する事
- ②総会に付議すべき事項
- ③その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項
- ④理事の辞任に関する事

(幹事会)

第 22 条 幹事は相互の連絡、調整等のため幹事会を開催する。幹事会の開催は、幹事もしくは理事の発議による。

(事務局)

第 23 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は理事会が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 6 章 ブロック

(ブロック)

第 24 条 本会の活動、運営を円滑に行うため全国に複数のブロックを置く。ブロック割りについては、別途定める。

- 2 会員は、原則として自らの所在地があるブロックに所属する。
- 3 会員は、特に希望する場合に限り、自らの所在地があるブロック以外で、希望するブロックに所属することもできる。

(ブロックの運営等)

第 25 条 各ブロックは、所属する会員により構成し、運営する。

- 2 ブロックには、幹事を 1 名以上置く。

(ブロック割の見直し)

第 26 条 ブロック割の見直しや、合併、分割については、当該ブロックに所属する正会員の 2 分の 1 以上の同意を踏まえ、総会で議決する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 27 条 本会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置く。

- 2 委員会は理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対し、随時提出できるものとする。

(委員会の運営等)

第 28 条 委員会は、会員の有志により構成し、運営する。

- 2 委員会には委員長をおき、委員の互選により選出する。
- 3 委員長の任期は2年とし、再任することができる。再任は連続して2期を原則とするが、特段の事由のある場合は、この限りではない。
- 4 委員の任期に係わる規定は当該の委員会による。

(委員会の解散)

第29条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会に届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該の委員会による。

第8章 資産

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会費
- ②寄附金品
- ③事業に伴う収入
- ④資産から生ずる収入
- ⑤その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は理事会が管理し、その方法は理事会の決議による。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 本規約は、総会の議決をもって変更することができる。

(解散)

第34条 本会は、総会の議決をもって解散することができる。

第10章 細則

第35条 この規約施行についての細則は、理事会で定める。

付 則

(施行期日)

1. この規約は、2020年5月17日から施行する。